

(東京都保育士等キャリアアップ補助金) キャリアアップ補助金Ⅱに関するよくある問い合わせ(FAQ) (070124時点)

※キャリアアップ補助金Ⅱは処遇改善等加算Ⅱ(認証保育所は、技能・経験に着目した加算)に準じた取り扱いをしているため、国の動向により取り扱いが変更となることがございますのでご注意ください。

No	項目	照会内容	回答
1	制度	キャリアアップ補助金Ⅱの補助額はどのように計算するのか？	キャリアアップ補助金Ⅱは、次の算式により計算した額とする。 <算式> 加算対象人数×6, 130円×賃金改善実施期間の月数
2	制度	加算対象人数とはどのような人数か？	加算対象人数とは、次の算式により計算した人数とする。 <算式> 基礎職員数×2/3(小数点第一位を四捨五入)－基礎職員数×1/5(小数点第一位を四捨五入)
3	制度	基礎職員数とはどのような人数か？	基礎職員数とは、処遇改善等加算Ⅱの適用申請様式(加算算定対象人数等認定証明書)にて算定する「加算対象人数の基礎となる職員数」のことで、「園長・主任保育士を除く職員」を想定しています。
4	申請	キャリアアップ補助金Ⅱの申請はいつからできるのか？	令和6年度の変更交付申請(令和6年10月31日依頼予定)から申請していただけます。そのため、令和6年度については、キャリアアップ補助金Ⅱ分は令和7年3月分の支払いに上乗せとなります。
5	申請	キャリアアップ補助金Ⅱは、加算対象人数を基に算出した金額で申請しなくてはならないのか。例えば、加算対象人数は9人だが、新たにキャリアアップ補助金Ⅱによる賃金改善を行う予定の職員は7人である。	キャリアアップ補助金Ⅱでは、加算対象人数に基づいて算出される「基本額」と、実際に賃金改善を行う予定の額(法定福利費等の事業主負担増加額を含む)である「補助対象経費」とを比較して、少ない方の額を1000円未満切り捨てた額が申請額となる「都補助金所要額」となります。例えば、キャリアアップ補助金Ⅱの加算対象人数が9人、キャリアアップ補助金Ⅱによる賃金改善の対象職員が7人だった場合、基本額は加算対象人数である9人を基に自動で算出されますが、補助対象経費は7人に対する賃金改善予定額(任意の数値)とすることができます。これにより、結果として7人に対する賃金改善予定額を申請額としていただくことができます。
6	要件	キャリアアップ補助金Ⅱの対象となる職員の要件として、保育士等キャリアアップ研修(以下、研修)を修了していることとあるが、年度途中で研修を修了した場合、キャリアアップ補助金Ⅱによる賃金改善の対象となるか？	年度途中で研修を修了した場合であっても、キャリアアップ補助金Ⅱによる賃金改善の対象となります。この場合、キャリアアップ補助金Ⅱによる賃金改善が受けられるのは、研修修了日(研修修了証の交付日)の翌月(修了日が1日である場合は当月)からとなります。(講義を受講した日が研修修了日となるわけではありません。)

※キャリアアップ補助金Ⅱは処遇改善等加算Ⅱ（認証保育所は、技能・経験に着目した加算）に準じた取り扱いをしているため、国の動向により取り扱いが変更となることがございますのでご注意ください。

No	項目	照会内容	回答
7	要件	処遇改善等加算Ⅱの対象となっている職員であっても、キャリアアップ補助金Ⅱによる賃金改善を行ってもよいのか？	キャリアアップ補助金Ⅱは、処遇改善等加算Ⅱを基に賃金改善を受けている職員は対象外となります。
8	要件	処遇改善等加算Ⅱを基に賃金改善を受けている職員はキャリアアップ補助金Ⅱによる賃金改善の対象外とのことだが、この判断は月ごとに行ってもよいのか？	処遇改善等加算Ⅱを基に賃金改善を受けている職員か否かは月ごとに判断していただいても構いませんが、その場合、当該職員について、処遇改善等加算Ⅱを基に賃金改善を受けている月なのか、キャリアアップ補助金Ⅱによる賃金改善を受けている月なのかを各施設において管理しておく必要があります。
9	要件	キャリアアップ補助金Ⅱは処遇改善等加算Ⅱを基に賃金改善を受けている職員は対象外となるということだが、処遇改善等加算Ⅱの対象職員が年度途中で計画時には想定していなかった事情等で休業となった場合などにより、処遇改善等加算Ⅱに残余が発生した場合、これを一時金によって賃金改善を受けた職員は、処遇改善等加算Ⅱを基に賃金改善を受けている職員には該当しないという理解でよいのか。	お見込みのとおりです。また、過年度の処遇改善等加算Ⅱの残余が発生した場合などにより、一時金によって賃金改善を受けた職員も、処遇改善等加算Ⅱを基に賃金改善を受けている職員には該当しません。
10	要件	処遇改善の対象の要件に「概ね３年以上の経験年数を有すること」とあるが、経験年数が足りない職員は処遇改善の対象とならないのか。	経験年数は概ねの「目安」であり、各園の職員の構成や状況を踏まえて、経験年数が３年未満の職員であっても、施設の判断で柔軟に対象とすることができます。
11	要件	賃金改善を行う役職の名称は必ず「職務分野別リーダー」でなければならないのか。	「職務分野別リーダー」は、あくまで例としてお示ししたものであり、各施設における業務実態等を踏まえ、これ以外の名称を使用することも可能です。
12	要件	処遇改善等加算Ⅱにおいて、職務分野別リーダー等への配分は、加算対象人数（人数B）以上確保することとされているが、キャリアアップ補助金Ⅱも加算対象人数以上の職員へ賃金改善を行う必要があるのか？	キャリアアップ補助金Ⅱでは、質問のような要件はありません。施設の実情に応じた配置をお願いします。なお、補助金交付額に残余が生じた場合は、その残額分が返還となります。

※キャリアアップ補助金Ⅱは処遇改善等加算Ⅱ（認証保育所は、技能・経験に着目した加算）に準じた取り扱いをしているため、国の動向により取り扱いが変更となることがございますのでご注意ください。

No	項目	照会内容	回答
13	要件	キャリアアップ補助金Ⅱを活用している施設において、処遇改善等加算Ⅱの対象職員が、年度途中に計画時には想定していなかった事情（休暇等）により賃金改善が実施できなくなった場合、処遇改善等加算Ⅱの残額はどのように扱えばよいか。 （追加）	処遇改善等加算Ⅱによる賃金改善を予定していた職員が、年度途中に計画時には想定していなかった事情により賃金改善が実施できなくなった場合、処遇改善等加算Ⅱの残額は、『技能・経験に応じた追加的な処遇改善（処遇改善等加算Ⅱ）に関するFAQ（よくある質問）：V e r . 8（令和5年10月30日時点版）NO.1-28 抜粋』に基づいて、処理していただいて構いません。なお、キャリアアップ補助金Ⅱの対象職員が、年度途中に計画時には想定していなかった事情（休暇等）により賃金改善が実施できなくなり、キャリアアップ補助金Ⅱに残額が生じた場合は、返還が必要となります。
		◇ 参考抜粋 『技能・経験に応じた追加的な処遇改善（処遇改善等加算Ⅱ）に関するFAQ（よくある質問）：V e r . 8（令和5年10月30日時点版）NO.1-28』 A：処遇改善等加算Ⅱの対象職員が、年度途中に計画時には想定していなかった事情により休業となった場合、どのように賃金改善を行えばいいのでしょうか。	Q：その場合には、代理の職員の発令等を行い、当該職員に対して賃金改善を行うことが基本となります。ただし、休業となった時期や園の職員構成等を考慮し、代理の職員の発令等が難しい場合には、別途代理の職員の発令等は行わず、施設職員の賃金改善に充てていただければ問題ありません。その際、対象者・改善額・改善方法については、施設において自由に行っていただくことが可能です。例えば、副主任保育士等として発令を行っていない職員に配分することや一時金によって支払うこと、翌年度の賃金改善に充てることも可能です。なお、この場合、結果として、副主任保育士等に対して月額4万円、職務分野別リーダー等に対して月額5千円を上回る配分となることなどは差し支えありませんが、その場合には、当初想定しえなかった事情による残額の調整であることが分かるように実績報告書に記載してください。
14	賃金改善	キャリアアップ補助金Ⅱによる賃金改善は月額5,000円を想定しているようだが、5,000を超える賃金改善または5,000円未満の賃金改善も可能なのか？	キャリアアップ補助金Ⅱによる賃金改善額は、原則月額5千円ですが、各施設における給与水準のバランス等を踏まえて必要な場合には、月額5千円以上4万円未満の改善額とすることも可能です。ただし、この場合、処遇改善等加算Ⅱの副主任保育士等に対する加算を基とした賃金改善額のうち最も低い額を超えない範囲で行ってください。なお、5,000円未満の賃金改善はできません。
15	賃金改善	キャリアアップ補助金Ⅱによる賃金改善は、4月分の給与から行わなければならないのか？	キャリアアップ補助金Ⅱによる賃金改善は、役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当又は基本給の改善により行います。ただし令和6年度は、補助が3月支払い分への上乗せとなってしまうことから、一時金による賃金改善も可能とします。なお、この場合であっても賃金改善の対象となる期間は、研修修了要件を満たしている必要があります。

※キャリアアップ補助金Ⅱは処遇改善等加算Ⅱ（認証保育所は、技能・経験に着目した加算）に準じた取り扱いをしているため、国の動向により取り扱いが変更となることがございますのでご注意ください。

No	項目	照会内容	回答
16	賃金改善	非常勤職員や派遣職員への賃金改善も可能か？	要件（研修受講や職務分野別リーダーとしての発令）を満たしていれば可能です。
17	賃金改善	保育従事者以外の職員への賃金改善は可能か？	要件（研修受講や職務分野別リーダーとしての発令）を満たしていれば可能です。
18	賃金改善	新規採用職員への賃金改善は可能か？	要件（研修受講や職務分野別リーダーとしての発令）を満たしていれば可能です。
19	賃金改善	キャリアアップ補助金Ⅱの補助額に残額が発生した場合、キャリアアップ補助金Ⅱの対象職員へ一時金を支払うことは可能か？また、キャリアアップ補助金Ⅱの対象となっていない職員へ一時金で賃金改善を行うことは可能か？	キャリアアップ補助金Ⅱによる賃金改善は、役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当又は基本給の改善により行います。そのため、残額が発生した場合は、返還していただくことになります。
20	賃金改善	職員全員を何らかの役職につけて補助対象とすることも可能か。	職位、職責、職務内容等に応じて適切な賃金改善を行い、職員がキャリアアップできる人事体系・給与体系を整備した上であれば、職員全てに発令して職位に付け、加算対象とすることも可能です。
21	賃金改善	賃金改善は、基本給のベースアップという方法でもよいか？	可能です。施設の実情に応じて柔軟に対応してください。なお、キャリアアップ補助金Ⅱによる賃金改善の金額は、その名称や内訳等を明確に管理してください。
22	賃金改善	基本給により改善した場合、連動して賞与も引きあがることとなるが、その分も賃金改善額として取り扱うことはできるか。	月額による改善分のみが賃金改善額として取り扱われるものであり、連動して引き上がった賞与分について賃金改善額として取り扱うことはできません。
23	賃金改善	職務分野別リーダーに関する賃金改善に対応する超過勤務手当の増額分については、賃金改善額に含めることは可能か。	賃金改善は、月額で確実に行う必要があります。そのため、各月で変動する超過勤務手当の処遇改善に伴う増加分については、賃金改善額には含めないこととします。
24	賃金改善	加算対象人数が9人だが、実際にキャリアアップ補助金Ⅱによる賃金改善を行う予定の職員は3人の予定。この場合、この3人に月額15,000円の賃金改善を行うことは可能なのか。	可能ですが、処遇改善等加算Ⅰで給与水準の維持が求められているため、①将来的に加算対象人数が減る可能性がある、②将来的にキャリアアップ補助金Ⅱによる賃金改善を行う予定の職員が増える可能性がある、などにより、キャリアアップ補助金Ⅱによる15,000円の賃金改善を継続することが難しくなる恐れがあります。そのため、キャリアアップ補助金Ⅱによる5,000円を超える賃金改善は慎重に検討する必要があります。

※キャリアアップ補助金Ⅱは処遇改善等加算Ⅱ（認証保育所は、技能・経験に着目した加算）に準じた取り扱いをしているため、国の動向により取り扱いが変更となることがございますのでご注意ください。

No	項目	照会内容	回答
25	補助額	キャリアアップ補助金Ⅱの補助額は、処遇改善等加算Ⅱにおける「加算対象人数の基礎となる職員数」を元に算出されるが、使い切れなかった場合は返還することになるのか？	当初交付申請（変更交付申請）に基づいて決定する交付額と実績報告の額との差額が返還する額になります。ただ、申請額は、加算対象人数に基づいて算出される「基本額」と、実際に賃金改善を行う予定の額（法定福利費等の事業主負担増加額を含む）である「補助対象経費」とを比較して、少ない方の額となりますので、申請時になるべく返還金が少なくなるように調整することは可能です。（NO.5参照） なお、キャリアアップ補助金Ⅰによる返還金とキャリアアップ補助金Ⅱによる返還金はそれぞれ計上します。
26	補助額	キャリアアップ補助金Ⅰには、キャリアパス要件に応じた調整、福祉サービス第三者評価の受審・結果の公表に応じた調整、情報公開等の取組に応じた調整により、補助額が減額される仕組みになっているが、キャリアアップ補助金Ⅱにはこのような調整があるのか？	キャリアアップ補助金Ⅰと同様の調整となるため、当該調整を受ける場合は、キャリアアップ補助金Ⅰ及びⅡは同様に減額となります。 【例１】非常勤職員を雇用しているが、非常勤職員に対してキャリアアップ補助金Ⅰによる賃金改善を行わなかった場合、キャリアアップ補助金Ⅰ及びⅡの補助額が半額となる。 【例２】当年度、前年度、前々年度に福祉サービス第三者評価を受審しなかった場合、当年度のキャリアアップ補助金Ⅰ及びⅡの補助額が半額となる。
27	補助額	キャリアアップ補助金の申請時に当該年度の処遇改善等加算Ⅱの加算対象人数の基礎となる職員数が未確定の場合、申請額をどのように算定すればよいのか？	キャリアアップ補助金の申請時に当該年度の処遇改善等加算Ⅱの加算対象人数の基礎となる職員数が未確定の場合、交付申請の際には、前年度の同数値または当該年度の推定値を使って算出してください。なお、翌年度に行っていただく実績報告時には当該年度の処遇改善等加算Ⅱの加算対象人数の基礎となる職員数の確定値を基に補助額を算出させていただきますので、ご注意ください。
28	その他	キャリアアップ補助金Ⅱにおける法定福利費等の事業主負担増加額の範囲はどのようなものか。	法定福利費等の事業主負担増加額は、次のものを含みます。 健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料、労災保険料等における、処遇改善による賃金上昇分に応じた事業主負担増加分、法人事業税における処遇改善による賃金上昇分に応じた外形標準課税の付加価値額増加分、退職手当共済制度等における掛金等が増加する場合の増加分
29	その他	キャリアアップ補助金Ⅱにおける法定福利費等の事業主負担増加額は、どのように計算すれば良いか。	キャリアアップ補助金Ⅱによる賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額の計算に当たっては、各施設の賃金改善方法等に応じた適切な方法により算定してください。

※キャリアアップ補助金Ⅱは処遇改善等加算Ⅱ（認証保育所は、技能・経験に着目した加算）に準じた取り扱いをしているため、国の動向により取り扱いが変更となることがございますのでご注意ください。

No	項目	照会内容	回答
30	その他	キャリアアップ補助金Ⅱとして受け取った額の一部を他の施設へ拠出または受入をすることは可能か？	キャリアアップ補助金は当該施設のみで使用可能です。そのため、処遇改善等加算Ⅱのように他施設への拠出や受入は不可です。
31	その他	職務・給与体系の整備が遅れている場合、令和6年4月に遡及して支給することは可能か。	保育所等で職務・給与体系の整備（発令等を含む）が遅れている場合、4月から保育所等において実態として職務に応じた職員体制が整備されている場合には、4月に遡及して支給を行うことは可能です。
32	その他	キャリアアップ補助金Ⅱとして受け取った額の一部を次年度に繰り越すことは可能か？	キャリアアップ補助金Ⅱとして受け取った額の一部を次年度に繰り越すことはできません。